

例外給付申請手続に関する補足資料

こちらの資料は、佐倉市での例外給付申請手続に関する説明資料「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付申請手続について」*の内容を補足するものです。申請手続の流れについて、以前からお示ししている内容より変更はありません。

なお、他保険者では取扱いが異なる場合がありますので、申請の際はご注意ください。

※資料「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付申請手続について」は佐倉市HPよりダウンロードできます。 (<http://www.city.sakura.lg.jp/0000016464.html>)

～内容～

Q&A

例外給付申請のタイミング フロー図

よくある書類不備

例外給付申請が不要なケース 一覧

平成29年12月

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課

介護給付班 (電話) 043-484-6174

【Q & A】

●暫定利用の場合の手続

Q 1) 新規、区分変更、更新遅れ等で要支援・要介護度が確定していない状況だが、暫定で用具の利用を開始する場合、例外給付申請はいつ行うのか。

A 1) 申請は、認定の結果が出た後に行ってください。

ただし、認定結果が「軽度」(＝例外給付対象)と想定して暫定利用する場合は、貸与開始前以下①～④の順に手続が必要となります。

- ①医学的所見の確認
- ②サービス担当者会議の開催
- ③暫定プランの作成
- ④市へ暫定利用する旨の連絡

※貸与開始前に適切に上記①～③を行っていた場合でも、④市への連絡が漏れていた場合、遡って給付対象と認めることはできません。

※要支援・要介護度が確定しない状況の中貸与を開始する場合は、介護度に関わらず暫定プランの作成が必要です。(末期がん等の方で、介護サービスの利用について急を要する場合についても、厚生労働省老健局老人保健課発出の平成22年4月30日付け事務連絡のとおり、暫定プランの作成が必要となっていますので、省略せずに適切に対応して利用ください。)

Q 2) 新規、区分変更、更新遅れ等で要支援・要介護度が確定しない状況で、「軽度」ではない(＝例外給付対象ではない)と想定して暫定で用具を利用していたが、結果が想定と異なり「軽度」(＝例外給付対象)となった場合はどうすれば良いか。

A 2) 結果を確認し次第、まずは速やかに市へ状況を連絡してください。

その後、医学的所見の確認等、例外給付申請手続を進めてください。

適切に手続がとられていれば、貸与開始日に遡って給付対象として認めます。

※「軽度」ではないと想定していたことの確認のため、暫定プラン及びプラン策定に係るサービス担当者会議の記録も提出してください。

Q 3) 更新結果が「軽度」(＝例外給付対象)となったが、まだ新しい認定期間は始まっておらず、新しい認定開始日に区分変更申請を行う場合、例外給付申請はいつ行うのか。

A 3) 暫定の取扱いとなります。Q 1・2を参照してください。

●認定の更新が遅れた場合の手続

Q 4) 更新申請中だった利用者の認定結果が出るのが遅れ、認定有効期間終了の間際に結果が出た。継続して福祉用具の利用が必要だが、あと数日で新しい認定有効期間が開始となるため、例外給付申請が間に合わない場合はどうすればよいか。

A 4) 認定が遅れることが分かったら、新しい認定有効期間が開始する前に、速やかに市へ状況を連絡してください。

※原則として、新しい認定有効期間が開始する前に市への連絡があれば、新しい貸与開始日に遡って給付対象として認めます。

※認定の更新結果が例外給付に該当すると想定される場合は、更新申請日以降に医学的所見の確認を先に行っておく等、余裕をもって手続を進めてください。

※更新結果が出るのが認定有効期間終了後になる場合は、暫定利用の手続が必要ですので、Q 1・2を参照してください。

●医学的所見の確認

Q 5) 医学的所見の確認に時間がかかり、貸与開始前に例外給付申請ができないかもしれないが、どうすればよいか。

A 5) どうしても貸与開始前の確認が難しい場合は、個別に市へ相談してください。

※医学的所見は、電話・FAXによる確認でも構いません。

利用者が主治医に対し、認定申請時の主治医意見書の「特記事項」に「該当する状態像」の記載を求め、担当ケアマネジャーが「要介護認定等に係る個人情報提供申出書」によりその写しを入手することで医学的所見を確認する方法もあります。

※例外給付確認依頼書は担当ケアマネジャーが作成する書類です。医師が直接書かなければならない項目はありません。

●サービス担当者会議

Q 6) 医学的所見の確認前に開催したサービス担当者会議は有効か。

A 6) 認められません。

医学的所見を確認した後に再度開催してください。

※例外給付の適否を判断するにあたり、サービス担当者会議にて医学的所見をふまえた検討が適切に行われているかを確認しています。

●ケアプラン

Q 7) 提出するケアプランについては、本人同意欄の記入が無くても良いか。

A 7) 問題ありません。

利用する用具について、ケアプラン上に適切に位置づけられているか否かを確認しています。

●対象用具

Q 8) 付属品のみ利用したい場合も例外給付申請が必要か。

A 8) 車いす本体や特殊寝台本体を先に利用している場合で付属品を追加で利用したい場合や、本体を自費購入している対象者が付属品を利用したい場合は、通常の例外給付申請と同様に手続をとってください。

なお、給付対象となる付属品は「本体と一体的に使用されるものに限る」ので、本体の利用が無い状況で付属品のみを利用する場合は給付対象外です。申請の際は、本体と一体的に利用する状況が分かるように、サービス担当者会議の要点やプランの記載を工夫してください。

●確認期間

Q 9) 例外給付申請をして市から給付対象として確認を受けた場合、確認期間はいつまでか。

A 9) 今の認定の有効期間終了日が確認期間の終了日になります。

以下の場合に改めて手続が必要です。

①更新結果が軽度に該当する場合

→更新後の新しい認定期間が開始する前に申請書を提出してください。

※同じ用具の貸与を継続する場合や、更新結果がその前の期間の要支援・要介護度と変更が無かった場合でも手続が必要です。

②有効期間の途中で区分変更申請をし、要支援・要介護度の変更があった場合で、軽度に該当する場合

→認定結果を軽度と想定するならば、暫定プラン作成後に市に連絡が必要です。詳しくはQ 1・2を参照してください。

※却下（要支援・要介護度の変更なし）の場合は認定の有効期間に変更が無いので手続不要です。

●その他

Q 10) 申請を失念していたが、遡及して認められるか。

A 10) 認められません。

速やかに例外給付申請の手続を行ってください。医学的所見確認後の担当者会議開催日に即日書類を提出できない場合は、担当者会議の開催が終わった時点で、市へ連絡してください。提出書類の内容から貸与が適切であると判断された場合は、連絡日より給付対象として認めます。

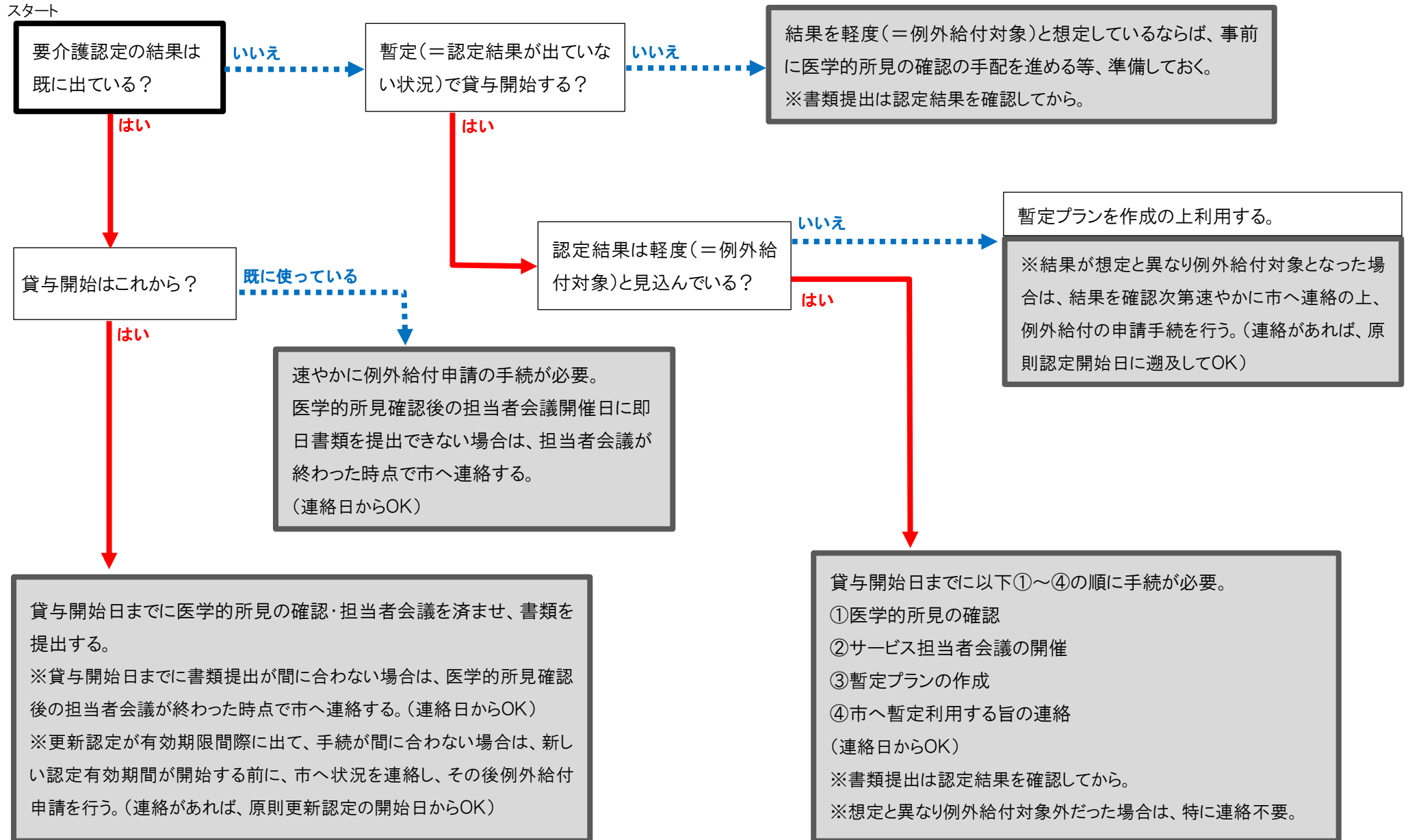
※状況により給付費を返還していただく場合があります。過去にも返還の事例がありますので、手続が漏れないよう十分にご注意ください。

Q 11) 担当の居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所に変更があった場合は、貸与用具に変更が無くても再度申請が必要か。

A 11) 不要です。

事業所間でよく引き継ぎを行ってください。

【例外給付申請のタイミング フロー図 (Q&Aのまとめ)】



【よくある書類不備】

●例外給付確認依頼書

福祉用具貸与例外給付確認依頼書

(宛先) 社会市長 平成 年 月 日

依 頼 書	事業所在地	〒
	事業所名	番
	電話番号	
	委託先事業所名	
	電話番号	
計画作成者氏名		

以下のとおり福祉用具貸与が特に必要と判断しましたので、確認を依頼します。

被保険者氏名	被保険者番号	介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1
貸与種別 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 車いす付器具 <input type="checkbox"/> 特殊寝台 <input type="checkbox"/> 特殊寝台付器具 <input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> 体位変換器 <input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知器 <input type="checkbox"/> 移動用リフト (具体的に: <input type="checkbox"/> 自動排渣処理装置	貸与開始年月日	平成 年 月 日	
	貸与予定事業者	平成 年 月 日	
国家機関名	担当者	確認日	平成 年 月 日
意見を求めた担当医	確認方法	<input type="checkbox"/> 主治医意見書・診断書 <input type="checkbox"/> 交際関係 <input type="checkbox"/> 電話・FAX <input type="checkbox"/> 巡回ケア記録簿 <input type="checkbox"/> 巡回時カンファレンス・サービス担当者会議 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	
病名	該当する状態 <input type="checkbox"/> 1) 病状その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時期によって、頻りに福祉用具が必要な状態に該当する者 <input type="checkbox"/> 2) 病状その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが頻りに見込まれる者 <input type="checkbox"/> 3) 病状その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の懸念等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者		
福祉用具が必要な理由	具体的な状態		

申請不要の用具が含まれていませんか？
(次ページ以降を確認してください)

医学的所見について、家族経由での聞き取りは認められません。
担当ケアマネジャーが医師または病院スタッフに確認してください。

●サービス担当者会議の要点

以下に該当していませんか？（該当する場合は書類を受理できません）

①医学的所見の確認をする前に担当者会議を開催している

⇒サービス担当者会議にて医学的所見をふまえた検討が必要です。医学的所見を確認した後に開催した担当者会議の要点を提出してください。

②要点の内容が、単に「福祉用具〇〇が必要である」という記載のみになっている

⇒結論のみの記載ではなく、その結論に至った検討の内容を具体的に記載してください。

※本人の身体状況、生活状況、どんな動作が困難なのか、用具を導入することにより期待される効果等を内容に含めてください。

※その他不十分と判断される記載例：

・「更新結果は要支援1 継続となった。状態に変化無しのため特殊寝台の利用も継続する。」のみの記載

→どのような状態について変化が無いのか、なぜ用具が必要なのか等を記載してください。

・「主治医の指示があったため床ずれ防止用具を利用する。」のみの記載

→どのような状態に対して指示があったのか、用具の利用により期待される効果は何か等を記載してください。

【例外給付申請が不要なケース 一覧】

●「軽度」でも例外給付申請が不要なケースがあります

例外給付申請の要否については、「老企第 36 号」第 2 の 9 (2) 及び「老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号」別紙 1 第 2 の 11 (2) に定められているとおり、原則として認定の基本調査の結果から判断してください。

※認定の基本調査の結果は、「要介護認定等に係る個人情報提供申出書」により「審査会資料」を請求すると確認できます。

(請求手続の詳細は佐倉市HPにて <http://www.city.sakura.lg.jp/0000001613.html>)

写 佐倉市長		介護認定審査会資料 [取扱注意]		作成 申請 調査 審査
申請区分	新報申請	保険者番号	122127	性別
被保険者区分	第 1 号被保険者	年齢		現在の状況
前回の認定有効期間		現在の状況	居宅(施設利用なし)	
前回の要介護度		認定調査項目	調査結果	前回結果
前回の要介護 1 の状態像の例		第 1 群 身体機能・起居動作		比較
特定疾病		1. 麻痺 (左-上肢)		
< 1 次判定等 >		(右-上肢)		
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)		(左-下肢)		
一次判定結果	要支援 1	(右-下肢)		
要介護認定等基準時間	28.9分 + 0.0分 = 28.9分	(その他)		
(前回)		2. 拘縮 (肩関節)		
		(股関節)		
		(膝関節)		
		(その他)		
		3. 寝返り		
		4. 起き上がり	つかまれば可	
		5. 座位保持		
		6. 陶定での立位		
		7. 歩行	つかまれば可	
		8. 立ち上がり	つかまれば可	
		9. 片足での立位	支えが必要	
		10. 洗身		
		11. つめ切り	全介助	
		12. 視力	目の前が見える	
		13. 聴力		
		第 2 群 生活機能		

まずは、ここを確認してください。

福祉用具を利用する対象者の状態像が、厚生労働省が告示で定める状態像に該当していることが認定の基本調査の結果にて確認できる場合は、市への例外給付申請は**不要**となります。担当ケアマネジャーが状態像の確認をした旨を記録し、適切なケアマネジメントを行っていれば貸与可能です。

認定の基本調査の結果では厚生労働省が告示で定める状態像に該当しないが、医学的所見により告示で定める状態像に該当することが示され、用具が必要であるという場合は、例外給付申請により市が給付可否を判断することになります。

なお、厚生労働省が告示で定める状態像のうち、一部については認定の基本調査の項目自体に該当するものが無いため、認定の基本調査の結果では申請の要否を確認できないものがありますが、その場合は、医学的所見と、福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより担当ケアマネジャーが用具の必要性を判断することになり、市への例外給付申請は**不要**です。

次ページより、例外給付申請が「**不要**」のケースをまとめていますので、申請の前に一度ご確認ください。

ア) 車いす、車いす付属品

次の**いずれか**に該当する場合は申請**不要**

- ・基本調査 1－7（歩行）：「できない」
- ・適切なケアマネジメントにより担当ケアマネジャーが「日常生活範囲における移動の支援が特に必要」と判断した場合

車いす及び付属品の貸与の対象者は、厚生労働省が告示で定めるとおり「(一) 日常的に歩行が困難な者」又は「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」です。

これについて、「(一) 日常的に歩行が困難な者」に該当するか否かは利用者の認定の基本調査 1－7（歩行）の結果より判断することになっており、この結果が「できない」となっている場合は市への申請無しに貸与が可能です。

「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、認定の基本調査に該当する項目が無い場合、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより担当ケアマネジャーが判断することになり、仮に、基本調査 1－7（歩行）が「つかまれば可」等、「できない」以外になっていた場合でも、市への申請無しに貸与が可能です。

◇「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とは…？

⇒「日常的に歩行が困難」という程の状態ではないが、通院時等における長時間の歩行が困難である場合など、利用者の日常生活において、車いすが無いと利用者の生活圏内の移動に支障が生じる場合を指します。ただし、車いすの利用によりかえって利用者の自立を阻むような状態像のかたを除きます。

◇車いす及び付属品の貸与で、例外給付申請をする必要がある場合は…？

⇒「日常的に歩行が困難で、常に車いすを必要とするような場合」については、「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」ではなく、「(一) 日常的に歩行が困難な者」に該当するか否かを確認する取扱いとします。

貸与にあたっては、基本調査 1－7（歩行）の結果を確認し、この結果が「できない」以外になっていた場合は、市に例外給付申請を行ってください。

※軽度者において、「(一) 日常的に歩行が困難な者」に該当するとして市に例外給付申請が必要になるケースはごくまれであり、「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当するとして担当ケアマネジャーが判断するケース（＝市への申請不要）がほとんどであると考えられます。

以上のとおり、車いす及び付属品について「どの場合でも例外給付申請不要」ではなく、「**一定の要件に該当すれば例外給付申請不要**」となりますので、対象者の状態に応じて適切な手続をとるようにしてください。

イ) 特殊寝台、特殊寝台付属品

次の**いずれか**に該当する場合は申請**不要**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・基本調査 1-3 (寝返り): 「できない」・基本調査 1-4 (起き上がり): 「できない」 |
|---|

特殊寝台及び付属品の貸与の対象者は、厚生労働省が告示で定めるとおり「(一) 日常的に起きあがり困難な者」又は「(二) 日常的に寝返りが困難な者」です。厚生労働省は、対象者について「立ち上がりが困難」のみであれば、特殊寝台までは不要と示しています。

例えば、「現在は布団を利用しており、床からの立ち上がりが困難なので寝台(ベッド)を利用したい」などの場合は、まずは「一般寝台」(介護保険外)の利用から検討してください。医学的所見において「上記(一)又は(二)に該当し、かつ、特殊寝台の機能(背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能、床板の高さが無段階に調整できる機能)が必要」と示された場合は、「特殊寝台」の利用を検討してください。

検討により例外給付申請を行う場合は、サービス担当者会議の要点等に、本人の身体状況や、特殊寝台のどの機能が必要なのか等、「一般寝台ではなく特殊寝台が必要と判断した経緯」が分かるように記載してください。

ウ) 床ずれ防止用具・体位変換器

次に該当する場合は申請**不要**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・基本調査 1-3 (寝返り): 「できない」 |
|---|

エ) 認知症老人徘徊感知機器

次のA・B両方に該当する場合は申請**不要**

	次のいずれかに該当する
A	<ul style="list-style-type: none">・基本調査 3-1 (意思の伝達): 「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外・基本調査 3-2 ~基本調査 3-7 のいずれか: 「できない」・基本調査 3-8 ~基本調査 4-15 のいずれか: 「ない」以外・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合
B	<ul style="list-style-type: none">・基本調査 2-2 (移動): 「全介助」以外

オ) 移動用リフト（つり具の部分を除く）

次のいずれかに該当する場合は申請**不要**

階段移動用リフト ・ 段差解消機	・適切なケアマネジメントにより担当ケアマネジャーが「生活環境において段差の解消が必要」と判断した場合
起立補助機能付きの椅子 (昇降座椅子)	・基本調査 2-1（移乗）：「一部介助」または「全介助」
その他	次のいずれかに該当する場合 ・基本調査 1-8（立ち上がり）：「できない」 ・基本調査 2-1（移乗）：「一部介助」または「全介助」

カ) 自動排泄処理装置

次の両方に該当する場合は申請**不要**

- | |
|--|
| ・基本調査 2-1（移乗）：「全介助」
・基本調査 2-6（排便）：「全介助」 |
|--|